

川崎市告示第182号

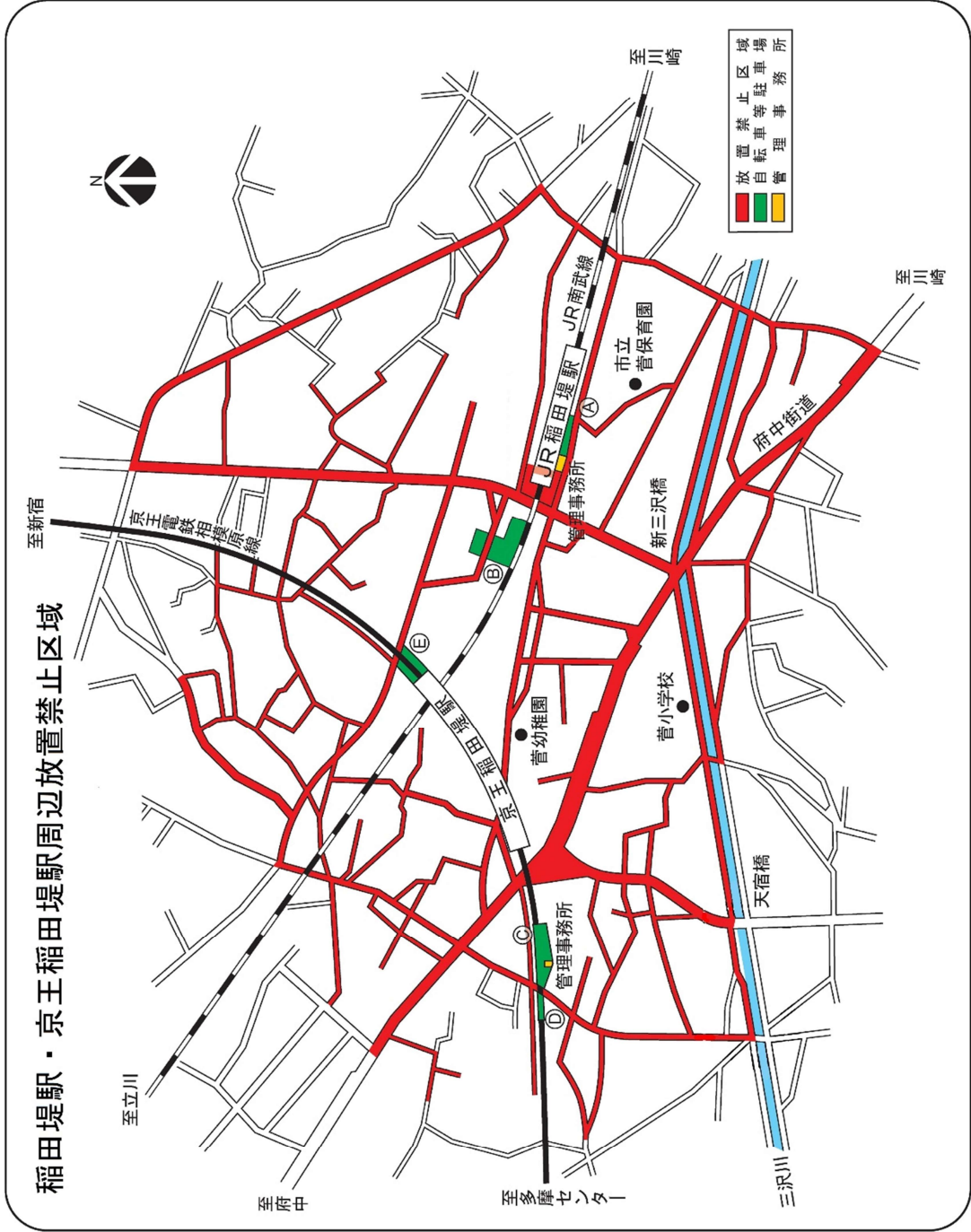
川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和 62 年川崎市条例第 4 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり自転車等放置禁止区域の指定を変更したので、同条第 2 項の規定に基づき準用する同条例第 7 条第 4 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

川崎市長 福田 紀彦

指 定 の 効 力 発 生 年 月 日	指 定 場 所	
	指 定 区 域	区 域 図
令和 7 年 4 月 1 日	稲田堤駅周辺	別図のとおり
	登戸駅周辺	別図のとおり
	向ヶ丘遊園駅周辺	別図のとおり
	元住吉駅周辺	別図のとおり

別図



別図

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺放置禁止区域



元住吉駅周辺放置禁止区域

- | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| ■ 放 | ■ 置 | ■ 禁 | ■ 止 | ■ 区 | ■ 域 |
| ■ 放 | ■ 自 | ■ 轉 | ■ 車 | ■ 駐 | ■ 車 |
| ■ 管 | ■ 理 | ■ 事 | ■ 務 | ■ 場 | ■ 所 |

